

文化芸術活動継続支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、奈良県文化会館休館期間中においても継続的に文化活動が実施されるようにするため、県内公立施設を利用して実施する文化イベントの会場費用に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、奈良県補助金等交付規則（平成8年6月奈良県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 文化芸術活動継続支援補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる者は、県内に事務所の所在地又は活動の拠点を有する個人又は団体で、あらかじめ補助対象事業の計画を作成し、当該計画が補助金の交付対象として採択された者とする。但し、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付を受けることができない。

- (1) 国、地方公共団体及び独立行政法人若しくは国、地方公共団体及び独立行政法人が構成員に含まれる団体
- (2) 国又は地方公共団体が所有する施設の指定管理者及び当該指定管理者が構成員に含まれる団体
- (3) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (4) 営利活動を目的とする団体
- (5) 政治活動又は宗教活動を目的とする団体
- (6) 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的とする団体

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、県内の公立施設で行う事業であって、県内の文化芸術の振興に寄与するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、補助金の交付を受けることができない。

- (1) 公益を害するおそれのあるもの
- (2) 暴力団の活動を助長し、又はその運営に資することとなるもの
- (3) 寄附金の募集を伴うもの

- (4) 商行為を直接の目的としたもの及びこれを伴うもの
- (5) 特定の政治家若しくは政治団体又は宗教を援助、助成、圧迫、又は干渉する目的を有するもの
- (6) 国、地方公共団体及びその他法人等が実施する他の補助金等の交付を受けるもの
- (7) 国及び地方公共団体からの委託を受けて実施するもの
- (8) 知事が第1条の趣旨に照らし不相当と認めるもの

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、次のとおりとする。但し、次の方法により算出された補助金の額が5万円未満の場合は、補助金は交付しないものとする。

補助対象経費	文化イベントの実施にかかる会場使用料（別途設備使用料がかかる場合、当該費用は除く）
補助金の額	県有施設の場合は会場使用料の2分の1、その他公立施設の場合は会場使用料の3分の1以内の額（1,000円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てた額）。但し、次条に定める上限額以内とする。

(補助額の上限)

第5条 補助額の上限は、1事業につき30万円とする。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、文化芸術活動継続支援補助金交付申請書（第1-1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書（第1-2号様式）
- (2) 誓約書（第1-3号様式）
- (3) 団体の場合は役員名簿
- (4) 団体の場合は団体の活動目的、内容が分かる規約
- (5) その他知事が必要と認める書類

2 補助金の交付申請は、補助対象者1者につき1事業に限るものとする。

(補助金の交付の決定)

第7条 知事は、前条に規定する申請書等の提出があった場合において相当と認めるときは、補助金の交付を決定し、当該申請者に対し、書面により通知するものとする。

る。この場合において、知事が補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(指令前着手)

第8条 補助金の申請者が、やむを得ない事由により前条の交付決定を受けないで、補助対象事業に着手しようとするときは、文化芸術活動継続支援補助金指令前着手届(第2号様式)を知事に提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第9条 申請者は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、速やかに、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(変更等の承認の申請)

第10条 補助事業者は、規則第5条第1項第1号の承認を受けようとするときは、文化芸術活動継続支援補助金変更承認申請書(第3号様式)に積算根拠となる書類その他知事が必要と認める資料を添えて、知事に提出し、その承認を受けなければならない。但し、次の各号に掲げる軽微な変更については、この限りでない。

(1) 事業の目的に及ぼす影響が軽微であると認められる事業内容の変更であつて、会場使用日時、使用料の変更を伴わないかつ、補助対象経費の増減が20%以内の変更。

(2) その他知事が認める場合。

2 補助事業者は、補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、文化芸術活動継続支援補助金中止(廃止)承認申請書(第4号様式)を知事に提出しなければならない。

(指示及び検査)

第11条 知事は、補助金の交付の決定を受けた者に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

(状況報告)

第12条 補助事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、文化芸術活動継続支援補助

金実施報告書（第5－1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、当該補助対象事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は交付決定を受けた日の属する会計年度の末日のいずれか早い日までに、知事に報告しなければならない。

- (1) 事業実績報告書（第5－2号様式）
- (2) その他知事が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第14条 知事は、前条の規定による書類を受領した場合において、当該報告書に係る書類を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付の決定を受けた者に書面により通知する。

（補助金の請求）

第15条 前条による補助金の額の確定の通知を受けた者は、速やかに補助金交付請求書（第6号様式）を知事に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第16条 知事は、前条の請求書の提出を受けたときは、補助金を交付する。

（交付決定の取消し等）

第17条 知事は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 規則又はこの要綱の規定に違反したとき。
 - (2) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付決定を受けたとき。
 - (3) 補助事業の実施が不可能となったとき。
- 2 前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合にあっては、知事は、当該取消しに係る部分に関し既に交付した補助金の返還を命ずるものとする。

（補助金の経理等）

第18条 補助金の交付を受けた者は、本事業に係る帳簿その他証拠書類を整理し、補助対象事業の完了した日が属する年度の翌年度から5年間これを保存しなければならない。

（その他）

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。